

これからの外国人受け入れ政策及び入国管理制度等に関する

第1次提言

2017年9月

私たち行政書士入管手続研究会は、外国人の入国・在留に関する行政手続きに精通した行政書士をもって構成する任意の研究団体です。西日本を中心に80余名の会員を擁しています。設立以来20年にわたり、入管業務をはじめ各種行政手続きに関する研究活動を行うとともに、外国人とその関係者を対象とした無料相談会等のボランティア活動を続けています。

行政書士入管手続研究会

目 次

I. 提言の趣旨	1
II. 提言の基礎となる歴史認識	1
III. 基本理念―「世界に開かれた日本」	1
IV. 提言	
1. 日本社会の持続的発展につながる外国人の積極的な受け入れ	2
提言① 在留資格「一般就労者」の新設	
提言② 在留資格「観光業務」の新設	
提言③ 在留資格「日本文化発信活動」の新設	
2. 日本社会の持続的発展につながる外国人の定着の促進	5
提言④ 高い日本語能力を有する者に対する永住許可要件の緩和	
提言⑤ 在留資格「準永住者」の新設	
提言⑥ 届出による日本国籍取得の対象拡大	
提言⑦ 帰化許可要件としての日本語能力の法定化	
提言⑧ 帰化許可者の官報告示制度の廃止	
3. 公平・公正かつ透明性の高い入国管理行政の実現	8
提言⑨ 不許可・不交付処分に対する反証の機会の保証	
提言⑩ 不許可・不交付処分に対する第三者機関による検証	
4. 世界に向けた情報発信の強化	10
提言⑪ 海外版「ハローワーク」の設置	
提言⑫ 地方自治体の海外姉妹都市提携の活用	

5. 地域社会への外国人住民の受け入れ態勢の充実 1 1

提言⑬ 地方自治体の外国人住民を対象とした施策への財源保障

V. 参考資料 1 3

I. 提言の趣旨

私たち行政書士入管手続研究会は、外国人の入国・在留にかかわる各種の行政手続きに精通した行政書士をもって構成する任意の研究団体です。

私たちは人口減少、少子高齢化が進行する日本社会の将来をめぐってさまざまな懸念が広がるこの時期に当たり、これからの外国人受け入れ政策及びこれを実現するための法的諸制度、とりわけ入国管理制度、査証制度、帰化制度等に関し広範な議論を深めてきました。

そこで、このたびこれらの議論を踏まえ、実務家の専門的知見と経験に基づいた具体的な提言を行うものです。この提言をきっかけとしてこれからの外国人受け入れのあり方をめぐる国民的議論が一層活性化することを期待します。

II. 提言の基礎となる歴史認識

人類はその誕生以来、相反するふたつの志向に導かれて今日まで生きてきました。ひとつは「移動」への志向であり、いまひとつは「定住」への志向です。移動への志向によって人類は今日地球上のあらゆる地域に広がり、多様な生活文化を育んできました。同時に定住への志向によって一定の地域に共同体を形成し、それは今日の国民国家に成長してきました。さらに近年はグローバル化の進展に伴って、人々は自己実現を求めて国民国家の枠組みを軽々と超えて移動しようとしています。

今日の国民国家にとって、このような移動と定住への相反する志向をどのように調和させるかが大きな課題となっています。国家、社会として外国人をどのように受け入れるか、移動と定住の接点となる入国管理制度のあり方をどのように考えるか、が問われています。

私たちはこのような人類史的歴史認識に立脚して、提言を行います。

III. 基本理念―「世界に開かれた日本」

日本は古代から海外の人々を積極的に受け入れ、その知恵と力を活かして豊かな文化と社会を形成してきました。このような歴史的経験を踏まえ、これからの日本社会の持続的発展を図るためには、人、もの、情報、資金など世界の多様な資源が日本を舞台として一層活発に交流する仕組みを構築する必要があります。このため、「世界に開かれた日本」の実現を提言の基本理念とします。

日本人はもとより世界の人々に自己実現の舞台を提供することは大きな国際貢献になるとともに、結果的に日本社会の人口減少、少子高齢化の進行を抑制し、活力の維持と発展につながるものと信じて、以下の通り提言します。

IV. 提言

1. 日本社会の持続的発展につながる外国人の積極的な受け入れ

現在、政府は日本の産業革新を牽引しうる高度人材や、生産現場から産業を支える技能人材、高齢化社会を支える介護人材など、日本社会が当面緊急に必要な人材の外国からの受け入れを推進しています。これらの施策は、日本社会の持続的発展のために必要なことであり、今後も引き続き受け入れに力を入れていかなければなりません。しかしさらに基本的なことは、日本がみずからの能力と努力によって活躍と成功の場を求めている世界中の人々に対して、開かれた国であることです。それによって世界中から多様な人材が日本に集まり、結果として社会の活性化につながるようになります。

このような観点から、以下3項目の提言を行います。

提言1 在留資格「一般就労者」を新設すること

現行の入管制度では専門的・技術的分野と評価されない分野であっても、日本で働くことに意欲と熱意と能力を有する外国人を受け入れることを可能にするため、入管法に別表第3（制限のない就労資格）を設け在留資格「一般就労者」を位置づけます。

ただし、秩序ある受け入れを行うため、当面、対象をかつて留学、文化活動、研修、技能実習等「学ぶ」在留資格で合法的に日本に在留したことのある者に限定します。これらの人々は、日本において一定期間専門の知識・技術や技能・技芸を学んだ人々です。このため、日本語能力や日本の生活習慣、社会のルールに対し一定の理解と経験があり日本社会への適応について問題が少ないと考えられます。日本での「学び」の経験を「働く」ことに生かすことが期待されます。

また、段階的な受け入れを進めるため、新規の上陸許可に際しては出身地域ごとに年間受け入れ人数の上限枠を定め、実績に基づき毎年その人数枠を見直すものとします。

さらに、本人の配偶者や子についても在留資格「家族滞在」の範囲を拡大することによって、受け入れを可能にします。

在留資格「一般就労者」の詳細は下表の通りです。

在留資格	一般就労者
該当範囲	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて就労する活動（風俗営業及びこれに関連する業務を除く）。

	ただし、当該公私の機関が労働市場テストを実施し、日本人又は永住者を雇用できないことを権限ある行政機関が発行する労働許可証によって証明した場合に限る。
上陸許可基準	<p>1. 申請人が次のいずれかに該当していること</p> <p>① 「留学」の在留資格をもって本邦の大学を卒業した者であること</p> <p>② かつて本邦に「文化活動」の在留資格で3年以上在留した者であること</p> <p>③ 本邦に「研修」又は「技能実習」の在留資格で5年以上在留したことがある者で、帰国後技術移転にかかわる業務に従事し3年以上経過した者であること</p> <p>2. 年齢40歳未満であること</p> <p>3. 日本語能力試験N2以上の日本語能力を有すること</p> <p>4. 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>
在留期間	2年

提言2 在留資格「観光業務」を新設すること

近年、日本を訪れる外国人観光客が急増していることは周知の通りです。このような趨勢に対応して、政府は2016年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定しました。このビジョンによれば、訪日外国人旅行者数の目標として、2020年に4000万人、2030年に6000万人を掲げています。2010年と比較すれば、2020年では4倍、2030年には7倍に増やそうという計画です。

このような目標を達成するためには、宿泊施設や観光施設などインフラの整備充実はもとより、広範な観光サービスを提供する人材の育成確保が欠かせません。その点、日本に在留する外国人やかつて日本に在留したことがある外国人は、出身国と日本の双方の言語、文化、歴史、自然などについて知識経験を有していることから、日本を訪れる外国人観光客と日本社会とのリエゾン（橋渡しする人、仲立ちする人）としての役割が大いに期待できます。外国人観光客にとっても母語できめ細かなサービスを受けることできれば、より快適で思い出深い旅行が可能になります。

そこで、入管法別表第1に新たな在留資格「観光業務」を追加します。観光業務は通訳・翻訳や観光ガイド、スキーインストラクター、ホテル・旅館業務、旅行代理店業務、交通運輸業、土産物の商品企画や販売など広範囲にわたるのが特徴です。現在、一部の業務については在留資格「技術・人文知識・国際業務」や「技能」に該当しますが、幅広い観光サービスの全体をカバーしているわけではなく、業務の在留資格該当性に疑義が生じることも少なくありません。このため、在留資格「観光業務」を新設し観光関連の幅広い職種の全体を対象とすることによって、日本に在留する（在留したことのある）外国人に対して観光分野で就労しうる道を開こうというものです。「観光立国」を国是として掲げ、観光産業を日本の基幹産業として育成しようという政府の方針を実現するためには、幅広い観光関連サービスに従事する人材の育成確保が不可欠であり、外国人の活用はその有力な方策の一つです。

在留資格「観光業務」の詳細は下表の通りです。

在留資格	観光業務
該当範囲	本邦の公私の機関との契約に基づいて観光に関連する業務に従事する活動。
上陸許可基準	<p>1. 申請人が次のいずれにも該当していること</p> <p>① かつて日本に有効な在留資格をもって3年以上在留したことのある者</p> <p>② 高等学校を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと</p> <p>③ 日本語能力試験N2以上の日本語能力を有すること</p> <p>2. 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>
在留期間	1年、3年又は5年

提言3 在留資格「日本文化発信活動」を新設すること

日本への外国人観光客の急増とも相俟って、日本料理、服飾文化、茶道、華道、武術、伝統芸能、工芸、アニメなど日本の伝統文化や日本独特の感性を生かしたポップカルチャーなどへの海外の関心が急速に高まっています。また、これらの文化や技芸を専門的に研究あるいは修得するために訪日する外国人も少なくありません。一方で、後継者の確保や技術の継承に危機感を抱く伝統文化の部門もあります。このため、これからはこのような日本の伝統文化やポップカルチャーを

日本だけのものにとどめず、世界の人々の共有財産として保存し育てていくことが必要です。

しかしながら、現在の在留資格制度では外国人が日本文化に関心を抱き、その修得に励んだとしても、その技芸等を生かして就労しつつさらに腕を磨き、その魅力を国内外に発信する活動に対応した在留資格が基本的にありません。たとえば、「文化活動」の在留資格で日本料理の修業をしても、在留期間の更新は一定年限しか認められません。また、修得した日本料理の腕を生かして日本料理店で働くことも認められていません（「日本料理海外普及人材育成事業」というきわめて限定的な制度はありますが）。

このため、一定期間日本ならではの文化を修得し、一定の水準に達したと認められる外国人を対象として、入管法別表第1に在留資格「日本文化発信活動」を新設し、これら修得した技芸や技術を生かして就労しながらさらに技術を高めることができるような道を開くこととします。あわせて、これらの外国人には提言2と同様に、リエゾンとして積極的に日本文化の魅力を国内外に発信する役割を期待します。

在留資格「日本文化発信活動」の詳細は下表の通りです。

在留資格	日本文化発信活動
該当範囲	本邦の公私の機関との契約に基づいて日本文化を修得するとともに、国内外に発信する業務に従事する活動。
上陸許可基準	1. 申請人が次のいずれにも該当していること ① 我が国特有の文化若しくは技芸を修得し、一定以上の水準に達した者 ② 高等学校を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと ③ 日本語能力試験N3以上の日本語能力を有すること 2. 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。
在留期間	1年、3年又は5年

2. 日本社会の持続的発展につながる外国人の定着の促進

外国人が日本社会に腰を落ち着け長期にわたってその能力を発揮し活躍するためには、一定の日本語能力と日本社会の生活習慣、日本文化への適応が求められます。同時に法的に安定した地位が保証される必要があります。在留資格「永住

者」はそのような安定した地位を保証する在留資格であり、日本に定着しようとする外国人が最終的に希望する在留資格です。すでに日本に在留する外国人（特別永住者を除く）の36%が「永住者」の在留資格を有しています。

また、日本国籍の取得、いわゆる帰化も、より安定した法的地位を確保するための選択肢です。現在、年間1万人程度の外国人が帰化許可を受けています。

永住許可や帰化許可の要件を一定の条件のもとに緩和することにより優秀な外国人材の受け入れ、定着を促進するとともに、日本語学習へのインセンティブを提供するという観点から、以下5項目の提言を行います。

提言4 日本に就労資格をもって3年以上在留し、日本語能力試験N1に合格した者に対しては、永住許可申請を可能とすること

在留資格「永住者」の許可基準として、生計要件、素行要件、国益要件が入管法で定められています。国益要件の具体的内容として、原則10年以上の在留歴と3年以上の在留期間を有していることが運用上求められています。ただし、日本人や永住者の配偶者など一定の身分関係にある人々については、家族生活の安定を図る観点からこの在留歴が短縮されています。さらに最近では、高度人材の受け入れと定着を促進するため、在留歴を最短1年以上に短縮することが決定されました（「日本版高度外国人材グリーンカード」）。今後は、日本人の配偶者や在留資格「高度専門職」の外国人だけに限らず、就労資格を有し、かつ日本語能力試験N1に合格した人についても、その能力と努力を評価し今後の活躍へのインセンティブとして永住許可申請を認めることとします。

提言5 在留資格「準永住者」を新設すること

提言4で述べたように、在留資格「永住者」の許可基準として原則10年以上の在留歴（そのうち5年以上は就労資格であること）と3年以上の在留期間を有していることが求められています。しかし、高度専門職以外にも突出した才能や優れた仕事の実績を有する外国人、また本邦の公私の機関に対して相当額の投資または出資を行っている外国人は少なくありません。このように日本社会に利益をもたらす外国人の一層の定着を促すために、提言4に該当しない外国人を対象として、現在の「永住者」とは別にこれに準じた在留資格を新設することが必要と考えられます。

また、現在の入管制度では、退去強制事由や資格取り消し事由に該当しない限り、「永住者」の在留資格を失うことはありません。しかしながら、日本人や永住者の配偶者である身分に基づき、特例によって短期間で「永住者」の資格を得た

外国人が、資格取得したのち短期間で離婚してしまう事例も見受けられます。このようないわば特例制度の悪用と考えられるケースに対処する必要もあります。

このため、入管法別表第2に一般の在留資格と「永住者」との中間的な資格として、「準永住者」を新設します。

在留資格「準永住者」の概要は下表の通りです。

包括的要件	本邦在留中に、納税義務、遵法義務を果たしていること
在留資格変更許可要件又は上陸許可要件	以下の要件のいずれかに該当していること <ol style="list-style-type: none"> 1. 就労資格をもって5年以上在留している者 2. 在留期間5年を有する者 3. 「一般就労者」の在留資格をもって6年以上在留している者 4. 日本人又は永住者の配偶者である者 5. 突出した才能を有する者又は本邦内外において優れた業務実績を有する者 6. 本邦の公私の機関に対して相当額の投資または出資を行った者 7. 本人の責に帰さない事由で日本人又は永住者と離婚した者 8. 本邦においてDVの被害を受けたと認められる者
在留期間	1年又は3年
その他	「準永住者」の資格で3年以上を経過し、かつ3年以上の在留期間を有する者は、「永住者」への変更を申請できるものとする

なお「準永住者」の新設に伴い日本人又は永住者の配偶者である者が短期間で永住者への変更申請ができる現在の特例を廃止し、これらの人については「準永住者」の在留資格を取得し3年以上経過してから、永住者への変更申請ができることとします。

提言6 日本社会への定着性が特に高いと認められる者に対しては、届出による日本国籍の取得を可能にすること

日本で出生し、かつ日本の義務教育を修了するなど日本社会への定着性が特に高いと認められる外国人については、日本人父または母の認知を受けた子の場合と同様、帰化許可申請によることなく法務大臣への届出により日本国籍を取得することを認めることとします。また、この措置との整合性を図るため、特別永住者についても同様とします。

提言7 帰化許可要件として、日本語能力を法定化すること

現在、帰化許可の審査にあたっては、審査官による面接が行われそのなかで日本語能力が確認されています。許可を受けるためには、日常会話能力と小学校3年生程度の読み書き能力が求められています。しかし、このような言語能力は、帰化の要件を定めた国籍法には何ら規定されていません。日本語学習へのインセンティブを高めるために、国籍法の中で一定の日本語能力を有することを規定することとします。

提言8 帰化許可者の官報告示制度を廃止すること

国籍法10条は、「法務大臣は、帰化を許可したときは、官報にその旨を告示しなければならない」と規定しています。つまり、帰化が許可された場合は、その人の住所、氏名、生年月日という重要な個人情報に社会に公開されることとなります。幼児や未成年であっても例外ではありません。官報告示制度は、「帰化は国籍の変動を生じさせ個人の権利義務にも影響を及ぼすことから、帰化の事実を社会的に公示する必要がある」という理由に基づいていますが、このように重要な個人情報が公開されてしまうのを恐れて、帰化申請をためらう人もいます。同じ日本国籍の取得でも、届出（国籍法3条、17条）による場合は官報告示はありません。個人情報の保護が重要な社会的要請となっている今日、帰化申請への障害となっている官報告示制度を廃止することとします。

3. 公平・公正かつ透明性の高い入国管理行政の実現

国民国家が自国に外国人を受け入れる場合、適切な入国審査及び在留審査が必要です。そして、日本が世界に開かれた国民国家として積極的に外国人を受け入れるためには、これらの行政手続きが公平・公正かつ万人に対して高い透明性をもって行われなければなりません。このことは日本の入国管理制度への世界の人々の信頼を高めるためにも欠かせません。

現在、行政不服審査法や行政手続法では外国人の出入国や帰化に関する処分は適用対象外（行政手続法にあっては第2章から第4章の2まで）とされています。このため、申請人やその関係者が納得できない処分については訴訟によるほか対抗手段がありません。行政不服審査法や行政手続法のような行政救済制度が外国人を対象外としているのは、外国人の出入国等に関しては国家の専権的事項であり外国人は入国・在留の権利を当然に有しているわけではない、との考え方によるものです。

しかしながら、外国人の出入国はまた婚姻関係や雇用関係等を通じて日本国民の権利利益とも密接に関連しています。したがって、行政不服審査法や行政手続法が適用されないとしても、これに準じた行政救済の道を開くことは、これからの外国人受け入れを円滑に進めるために不可欠です。また、このような検証の機会を設けることで、行政当局の説明責任意識が高まり入国・在留審査行政の質の向上につながることも期待できます。このような観点から、以下2項目の提言を行います。

提言9 入国、在留審査において不許可、不交付処分を行う場合は、あらかじめ申請人（申請代理人を含む。以下同じ。）に対して反証の機会を保証すること

法務省入国管理局が入国・在留審査の審査基準として作成している「入国在留審査要領」には、「行政手続法に定める各規定は可能な限り尊重すべきである」とあります。また、この趣旨に沿って、「申請人に不利益な事実については、可能な限り申請人に反証の機会を与えることとする」とあります。しかしながら、実際の審査においては、反証の機会が与えられないままいきなり不許可、不交付処分が決定される場合が少なくありません。そのような場合、かりに審査官の事実誤認や判断の誤りによって申請人にとって不利益な処分が行われたとしても、訴訟を提起しないかぎり是正の可能性がないこととなります。このため、不許可、不交付処分を行う場合は、すべての事案についてあらかじめ申請人に反証の機会を保証することをルールとして定めます。

提言10 入管法に基づく処分について第三者機関による検証の機会を設けること

日本で活動しようとする外国人やその関係者にとって、入国・在留関係の処分はかれらの人生設計に直結するものであり、その審査はきわめて慎重に行われなければなりません。入国・在留関係の処分に関しては、行政当局の裁量範囲がき

わめて広いのが特徴ですが、残念ながらその裁量権が適切に行使されているかどか不透明な処分も存在します。しかしながら、提言9でも述べたように現行制度では申請人が訴訟を提起しない限り、処分の適正性を争うことができません。しかし、たとえばアメリカには、申請人が納得できない移民局の処分に対しては、関係者が移民不服申立局（AAO）、移民裁判所、入国不服審査委員会（BIA）などに申し立てができる制度があります（参考資料参照）。

このため、日本においても行政不服審査法や行政手続法が適用除外になっていることの代償として、一定の要件を満たした不許可、不交付処分については、行政当局から独立した公正な第三者機関を設け行政手続きの全過程を通じてその適正性を検証することとします。

4. 世界に向けた情報発信の強化

現在、世界各国の間では優れた能力をもつ人材の獲得競争が激化しています。そのため、外国人受け入れ政策を充実させたとしても、それだけでは必ずしも所期の効果があらわれるとは限りません。これまで日本に多くの人材を送ってきた中国、東南アジア、南米諸国との関係も1990年当時とは大きく異なっています。このため、外国人受け入れ制度を中心とした情報を世界に向けて積極的に発信していくことが必要です。このような観点から、以下2項目の提言を行います。

提言11 海外主要都市に「海外版ハローワーク」を設置し求人情報を発信するとともに、求職相談を受け付けること

これまで、外国人に対する求人情報の発信は、大学やハローワーク、外国人雇用サービスセンターなど日本に在留する外国人を対象とするものがほとんどであり、海外に居住する外国人を対象とした入管制度の改正情報や求人情報の体系的な発信は行われていませんでした。このため、海外主要都市に「海外版ハローワーク」を設置しインターネットなどを通じて多言語版の情報発信を積極的に展開するとともに、求職相談に応じるなど海外に居住する外国人の利便向上を図ります。

提言12 地方自治体の海外姉妹都市提携のチャンネルを活用して、区域内の大学や企業の情報を発信し、留学生や専門人材の受け入れ増加につなげること

現在、都道府県や市町村など地方自治体の約50%が海外の州や都市と姉妹提

携を結びさまざまな交流活動を行っていますが、その目的は一般的な友好親善の増進にとどまっているケースが少なくありません。そこでこのチャンネルを活用してその区域内にある大学や企業の情報を発信するとともに、関心のある外国人に対しては積極的に相談に応じるなどの活動を通じて、留学生や専門人材の受け入れ増加に結びつけることとします。また、地方自治体は姉妹提携事業を展開するため、海外事務所など165（2012年現在）の海外拠点を持っています。そこでこれらの海外拠点においても提言11と同様に求人情報の発信及び求職相談の受け付けを行います。

これらの取り組みは、現在国や地方自治体が力を注いでいる地方創生事業としても位置づけることができます。

5. 地域社会における外国人住民の受け入れ態勢の充実

2012年7月外国人登録法が廃止され、外国人は日本人と同様住民基本台帳法の対象となり住民票が作成されることになりました。このことは、外国人が都道府県や市町村などの地方自治体の「住民」としての法的地位を確立したことを意味します。つまり、外国人も日本人と同じく地方自治体の正当な構成メンバーとしてその権利を享受し義務を果たすことが求められます。日本社会の持続的発展につながる外国人の定着を促進すると同時に、「住民」を軸として日本人と外国人を包含した社会統合を進める必要があります。

外国人が日本社会に定着し長期にわたってその能力を発揮し活躍するためには、その生活の場である地域社会に円滑に溶け込めるようなさまざまな配慮が必要です。とりわけ地域社会における円滑なコミュニケーションのためには日本語能力が必須になります。児童生徒のための学校における日本語指導の充実はもとより、親のために低廉で手軽な日本語学習の機会を整備する必要があります。また、各種生活相談や子弟の教育、医療、福祉、防災など幅広い行政サービスが円滑に外国人住民にも及ぶようにしなければなりません。地方自治体の役割がこれまで以上に大きくなります。このような傾向は、在留外国人の増加に伴い外国人が集住する一部の自治体だけでなく大多数の自治体に共通する課題になると予想されます。しかし外国人住民を対象としたこのような行政サービスの提供や共生政策を推進するための財源保障は必ずしも十分ではありません。このような観点から、以下の提言を行います。

提言13 外国人住民を対象とした地方自治体の施策を標準行政として位置づけ、財源保障をすること

現在、地方自治体が標準的な行政を実施するための財源保障として地方交付税制度があります。しかし、自治体の区域内に居住する外国人数を測定単位とする算定項目がなく外国人住民を対象とした施策に要する経費が基準財政需要額に十分反映されない仕組みになっています。また、単位費用にはJETプログラム推進費や交流事業費、留学生支援費などごく一部の施策しか算入されていません。

このため、基準財政需要額に居住外国人数を測定単位とする算定項目「外国人住民行政費」を追加するとともに、日本語教育の充実、自治体情報の外国語版の作成、在留外国人と日本社会をつなぐ多文化共生マネージャーの育成など外国人住民を対象とした基礎的施策に要する経費を単位費用に算入することとします。

V. 参考資料

提言1 関係

1. 在留資格別新規入国外国人数（2016年。「短期滞在」を除く。）
（単位：千人）

在留資格	人 数	構成比 (%)
技能実習+研修	122	28.5
留 学	108	25.2
興 行	39	9.1
家族滞在	27	6.3
特定活動	18	4.2
定住者	15	3.5
日本人の配偶者等	10	2.3
その他	89	20.8
合 計	428	100

出典：出入国管理統計年報

2. 過去10年間の「学ぶ」在留資格による新規入国者数（単位：千人）

年	留 学	文化活動	研修及び技能実習	合 計
2007	48	3	102	153
2008	58	3	102	163
2009	66	4	80	150
2010	63	3	78	144
2011	50	3	82	135
2012	58	3	86	147
2013	70	3	84	157
2014	82	3	99	184
2015	100	3	113	216
2016	108	4	122	234
合 計	703	32	948	1683

出典：出入国管理統計年報

注：2010年以前の「留学」には「就学」を含む。

提言2 関係

3. 訪日外国人旅行者数の推移（単位：万人）

年	人 数	備 考
2005	673	
2010	861	
2011	622	
2012	836	
2013	1036	
2014	1341	
2015	1974	
2016	2404	暫定値
2020	4000	目標値
2030	6000	

出典：日本政府観光局

提言4 関係

4. 在留資格別在留外国人数（2016年末）

（単位：千人）

在留資格	人 数	構成比 (%)
永住者	727	35.6
留 学	277	13.6
技能実習+研修	230	11.3
定住者	169	8.3
日本人の配偶者等	139	6.8
技術・人文国際	161	7.9
家族滞在	149	7.3
その他	192	9.4
合 計	2044	100

出典：在留外国人統計

注：特別永住者（約34万人）を除く。

5. 永住許可及び帰化許可の状況

(単位：千人)

年	永住許可			帰化許可	
	申請者数	許可者数	許可率	申請者数	許可者数
2007	71	61	85.9	16	15
2008	69	58	84.1	15	13
2009	66	54	81.8	15	15
2010	65	48	73.6	13	13
2011	57	41	71.9	11	10
2012	61	42	68.9	10	11
2013	63	45	71.8	10	9
2014	51	36	70.5	11	9
2015	56	40	70.9	12	9
2016	53	36	67.5	11	10

出典：出入国管理統計年報 帰化統計

6. 日本語能力試験N1のレベル

全 般	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
読む	幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。 さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる。
聞く	幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握することができる。

出典：国際交流基金 日本国際教育支援協会

7. 日本語能力試験N2のレベル

全 般	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる
読む	幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる 一般的な話題に関する読み物を読んで、話しの流れや表現意図を理解することができる
聞く	日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握することができる。

出典：国際交流基金 日本国際教育支援協会

提言9 関係

8. 「入国在留審査要領」（法務省入国管理局作成）の記述

・行政手続法の適用除外に「外国人の出入国、難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導」が含まれるからといって、行政手続法の目的に掲げる行政運営における公正の確保と透明性の向上を入管行政が志向しなくてはいけなく、行政手続法に定める各規定は可能な限り尊重すべきである。（第1編基本的事項 第2節入国・在留審査の留意点 第5手続きの在り方）

・申請人に不利益な事実については、可能な限り申請人に反証の機会を与えることとする。また、申請人側に立証責任があることは、十分な調査を尽くさず、あるいは反証の機会を与えない理由とはならないことに留意する。（第1編基本的事項 第2節入国・在留審査の留意点 第2的確な事実認定を行う）

提言10 関係

9. アメリカ移民局の決定に対する不服申し立てシステム

① 移民不服申立局（AAO The Administrative Appeals Office）

移民局の1部門として、移民局の決定に対する不服申し立てを受理し審査する。対象となる決定内容は、被雇用者の移民ビザ申請及び非移民ビザ申請、外国企業

による移民申請、婚約者請願等約50種類にのぼる。

② 移民裁判所 (Immigration Court)

移民局からは独立した行政不服審査機関で、主に退去強制事件を担当するが、そのほかにも永住への資格変更不許可事案などを扱う。

③ 入国不服審査委員会 (B I A Board of Immigration Appeals)

司法長官直属の組織。移民裁判所等において棄却された案件を再審理し最終的に判断する。

提言12 関係

10. 自治体の提携先別姉妹提携件数 (2016年)

国	件数	構成比 (%)
アメリカ	448	26.4
中国	362	21.3
韓国	161	9.5
オーストラリア	108	6.4
カナダ	70	4.1
ブラジル	57	3.4
ドイツ	53	3.1
フランス	51	3.0
その他	390	22.9
合計	1700	100

出典：自治体国際化協会

11. 自治体の交流分野別姉妹提携事業件数 (2014年)

国	件数	構成比 (%)
教育交流	979	39.6
行政交流	656	26.5
文化交流	318	12.9
スポーツ交流	161	6.5
経済交流	113	4.6
その他	245	9.9
合計	2472	100

出典：自治体国際化協会

12. 自治体の海外拠点数（2012年）

国	箇所数
中国	76
韓国	20
アメリカ	15
シンガポール	7
フランス	6
ドイツ	5
台湾	5
その他	31
合計	165

出典：自治体国際化協会

提言13 関係

13. 主要国における外国人のための言語学習支援制度の比較

	日本	ドイツ	フランス	カナダ	豪	韓国
公的学習制度	なし	あり	あり	あり	あり	あり
財政負担者	—	国	国	国	州	市町村
個人負担	—	一部あり	なし	なし (5年間)	なし	教材費負担のみ
運営主体	—	国民学校 語学学校 教会 NPO	各学校	大学 NPO	公立専門学校 語学学校 公民館	大学 NPO 福祉法人

出典：自治体国際化フォーラム（2012.1）

1 4. 地方交付税における算定項目と測定単位の例示（個別算定経費 市町村分）

算定項目	測定単位
消防費	人口
道路橋梁費	道路面積、道路延長
小学校費	児童数、学級数、学校数
社会福祉費	人口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口、75歳以上人口
農業行政費	農家数
地域振興費	人口、面積

行政書士入管手続研究会では本提言に対するみな
さんのご意見をお待ちしています。いただいたご意見
は今後行う予定の第2次提言以降の参考にさせてい
ただきますので、積極的にご意見をお寄せ下さい。

行政書士入管手続研究会

代 表 村井 豊
事務局長 山本浩伸

事務局 546-0012 大阪市東住吉区中野4-6-10
行政書士ヤマモト法務事務所

電 話 : 06-6702-0565

F A X : 06-6702-0565

Mail: headoffice@gnk.sakura.ne.jp

Website: <http://www.gnk.sakura.ne.jp>